

再評価結果（令和4年度事業継続箇所）

担 当 課：道路局国道・技術課
担当課長名：長谷川 朋弘

事業名：一般国道289号 <small>はちじゅうり ごえ</small> 八十里越	事業区分：一般国道	事業主体：国土交通省 北陸地方整備局
起終点：自：新潟県三条市塩野渚字御所 <small>さんじょう しおのふち ごしよ</small> 至：福島県南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山 <small>みなみあいづ ただみ かのうづ きのねやま</small>		延長：11.8km
事業概要 一般国道289号八十里越えは、通行不能区間の解消、安全・安心な暮らしの支援などを目的とした延長11.8kmの直轄権限代行による改築事業である。		
S61年度事業化（直轄権限代行）	都市計画決定なし	H2年度用地着手 H元年度工事着手
全体事業費	約765億円	事業進捗率 91% (令和3年3月末時点) 供用済延長 — km
地域の防災面の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形を極め日本有数の豪雪地帯でもある八十里越は、現在も19.1kmが通行不能区間となっている。 ・新潟県三条市笠堀地区、及び福島県只見町入叶津地区は、当該路線が唯一の連絡道路となっており、災害による道路寸断により集落が孤立する恐れがある。 ・県立南会津病院（最寄りの第二次救急医療機関）で対応できない診療科目、救急疾患や高度医療は、救急救命センターのある会津中央病院、長岡赤十字病院、県央基幹病院（令和5年度開院目標）への搬送が必要となるが、最短ルートは国道252号には2箇所の事前通行規制区間や、冬期通行不能区間が存在するため、搬送は天候や季節に大きく左右されてしまう。 ・冬期間は、国道252号の福島・新潟県境部が冬期通行不能となり、磐越自動車道経由の大きな迂回が生じており、三条市や只見町をはじめとする沿道市町村からも要望が出されているなど地域の喫緊の課題となっている。 		
課題を踏まえた対策・事業内容 ・急峻な地形を通過する、福島～新潟の県境部の現道区間は通行不能区間となっており、11.8kmの別線を整備することにより課題箇所を回避。		
事業の効果等 ①走行時間の短縮等 641億円（残事業641億円） ②主要な観光地へのアクセス向上 ・関東圏と福島県、新潟県の多彩な観光ルートの創出が期待される。 ③災害時における緊急輸送道路ネットワークの形成 ・災害時における集落の孤立化が解消。交通の信頼性が向上し、通行止めによる日常生活や産業活動の損失を減少。 ④国道252号の冬期通行不能に伴う迂回の回避 ・只見町から三条市間の所要時間が78分短縮。 ・通年において、只見町と三条市を含む県央地域との道路ネットワークが確保される。	費用 ：（残事業） / （事業全体） 102/1,138 億円 〔 事業費：87 / 1,123 億円 維持管理費：15 / 15 億円 〕	
関係する地方公共団体等の意見 地域から頂いた主な意見 三条市や只見町をはじめとする、国道289号沿道市町村（4市6町3村）で構成される国道289号線建設期成同盟会から整備促進要望を受けている。 福島県知事の意見 国の対応方針（原案）案については、異議ありません。 なお、本県の復興・創生を支援するため、早期完成に努めてください。 新潟県知事の意見 県民の安全・安心を確保し、活力のある新潟県を創るため、事業の継続を望みます。 本事業により、当県と福島県をつなぐ道路ネットワークが強化され、産業や観光の振興、救急搬送、災害時の広域支援道路となるなど、当県にとって重要な事業と認識しております。 今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。		

併せて、本県の財政状況は逼迫していることから地方負担の軽減や直轄負担金の平準化などをお願いします。

事業評価監視委員会の意見

審議の結果、再評価および対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

前回再評価以降、周辺に大きな社会情勢などの変化はない。

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・事業の進捗状況：用地進捗率77%、事業進捗率91%（令和3年3月末時点）
- ・残事業の内容：改良工事、橋梁工事、トンネル工事等

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・用地取得及び自然環境への影響に配慮しながら、今後5か年程度で全線開通を目指して整備を進める。

施設の構造や工法の変更等

- ・1号、2号、3号、4号トンネルでは、トンネル掘削を進めたところ、当初想定と異なる脆弱な地盤が連続する区間があり、掘削面等の崩落の恐れがあることが判明したため、掘削時の脆弱な地層等の崩落を防ぐための補助工法による対策が必要となった。
- ・3号トンネルと4号トンネルの間に位置する3号盛土では、当初トンネル掘削土を現場内で転用することを想定していたが、発生土のスレーキングにより、盛土材の土質改良が必要となった。
- ・盛土材の改良にあたり、改良ヤードが必要となったが、当該区域は山岳地であり工事用道路が狭く、土砂の仮置き場も限られることから、別途土砂仮置き場への運搬が追加が必要となった。
- ・「道路トンネル非常用施設設置基準・同解説」の改訂により、延長3,000m以上のトンネルへの避難情報提供設備及び排煙設備の設置が義務づけられたことに伴い、8号～9号トンネルにおいて設備の設置が必要となった。

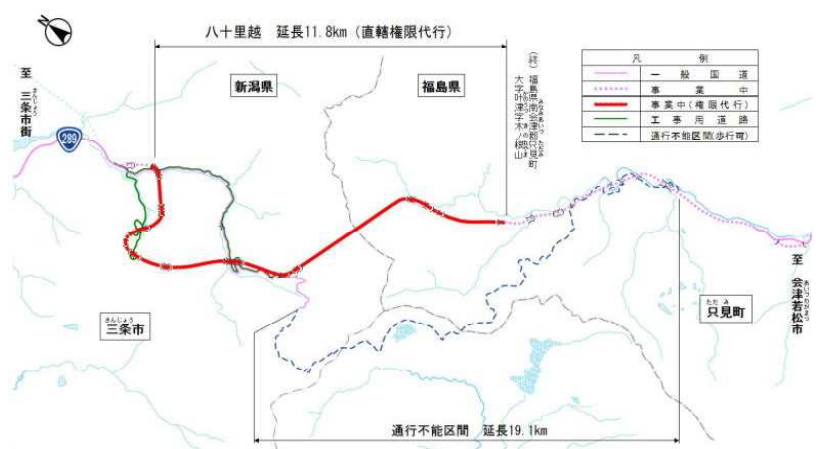
対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

当該事業は、現時点においても、その必要性、重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みなどからも、引き続き事業を継続することが妥当であると考えます。

事業概要図



※ 事業の効果に記載している金額は、防災面の効果を完成後50年間の便益額として現在価値化して算出した値であり、試算を含む。

※ 費用に記載している金額は、現在価値化して算出した値。